

新たな「観光立国推進基本計画」の骨子(案)

副題：「観光でつくる日本のチカラ」(仮)

(＝観光立国に向けた取組みを推進することで、国・地域・国民に力をもたらす。)

計画期間：5年間(おおむね3年後を目途に見直し)

内 容

第1 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針

1. 観光をめぐる状況の変化

- (1) 日本経済を再生するための起爆剤としての期待(新成長戦略の戦略分野)
- (2) 国民の間の旅行に出かけない風潮(特に若年層)
- (3) 国際情勢の変動による影響(急成長する東アジア観光市場をめぐる国際競争の激化、観光による外交・安全保障の補完・強化への期待)

2. 基本的な方針

- (1) 観光で日本経済を元気にする。(＝経済力の強化)
 - 産業分野としての裾野の広さ(小売業、製造業等も含み得る。)
 - 幅広い経済効果(消費、投資等)
 - ⇒訪日外国人旅行者の誘致を強力に推進(中国をはじめとするアジア市場に重点)
 - ⇒国内観光の埋蔵需要の発掘
- (2) 観光が持つ多面的な意義の最大化
 - ① ソフトパワーや人材力の強化
 - ⇒国際観光による草の根交流の拡大・充実(特に若年層の交流の推進)
 - ② 魅力ある観光地づくりを通じた地域力の強化
 - ⇒満足度・幸福度の高い、魅力ある観光地づくりに向けた地域の取組みを支援
 - ⇒地域の自主・自律の精神、地域の誇りや意欲の創出
 - ③ 旅の感動で暮らしに活力をもたらす
 - ⇒より多くの国民が観光旅行に関心を持ち、実際に旅へでかけることを促進
 - ⇒国民の多様なニーズに対応した観光地づくりや旅づくりを支援
- (3) 国民全員参加による観光立国の実現に向けた意識改革
 - 国民一人一人が、旅行者、魅力ある観光地づくりの主体、観光資源となり得るとの意識が重要(特に旅行離れの傾向が見られる若年層の理解・関心が必要)
 - ⇒観光立国の実現への取組みの意義を国民全体で共有するための意識改革を推進

第2 観光立国の実現のための基本的な目標

※ **二重線枠内** は、主たる目標。

※ **青字** は、現行目標。(現行5目標のうち、「日本人国内観光旅行の1人当たり宿泊数」は削除)

※ 具体的な目標値については、現在検討中。

1. 観光による国内消費の拡大

【数値目標】

- **国内における観光旅行消費額**
 - ・日本人宿泊、日本人日帰り、訪日外国人の内訳を併記
 - ・相当する新規雇用を併記
- 観光GDP(GDPのうち、観光由来分)のGDP全体に占める割合

2. 訪日旅行の拡大・充実

【数値目標】

- **訪日外国人旅行者数**
- 訪日旅行認知率(日本を旅行目的地として認知している人の率)
- 訪日旅行選好率(日本を優先度の高い旅行先と考えている人の率)
- 訪日外国人旅行者の満足度
- 訪日外国人旅行者の再訪意向
- 訪日外国人旅行者に占めるリピーター(訪日回数が2回以上の者)数
- 若年層の訪日外国人旅行者数
- 訪日外国人の延べ宿泊数のうち地方(三大都市圏以外の地域)における宿泊数の割合

3. 国際会議その他の国際的な規模で開催される行事(MICE(マイス))の開催・誘致の拡大

【数値目標】

- **国際会議の開催件数**
- 国際会議に参加する外国人参加者数
- 国際会議以外のMICEに係る指標(平成24年度より、順次目標値設定)

4. 国民の観光旅行の拡大・充実

【数値目標】

- **日本人1人当たりの国内宿泊旅行の回数**
 - ・若年層の内訳を併記
- 国内宿泊旅行をゼロ回層の割合
 - ・若年層の内訳を併記
- **日本人の海外旅行者数(P)**
 - ・若年層の内訳を併記
- 三大都市圏からそれ以外の地方へ移転する国内宿泊旅行消費額
- 年次有給休暇の取得率(P)

5. 観光地の魅力の向上

【数値目標】

- **国内観光地の旅行者満足度**

第3 観光立国の実現に関し、政府が統合的かつ計画的に講ずべき施策

※各施策群の冒頭に、関連する目標を記載

1. 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

- (一) 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成
- (二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成
- (三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備

2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

- (一) 観光産業の国際競争力の強化
- (二) 観光の振興に寄与する人材の育成

3. 国際観光の振興

- (一) 外国人観光旅客の来訪の促進
- (二) 国際相互交流の促進

4. 観光旅行の促進のための環境の整備

- (一) 観光旅行の容易化及び円滑化
- (二) 観光旅行者に対する接遇の向上
- (三) 観光旅行者の利便の増進
- (四) 観光旅行の安全の確保
- (五) 新たな観光旅行の分野の開拓
- (六) 観光地における環境及び良好な景観の保全
- (七) 観光に関する統計の整備

第4 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項